

4月定例教育委員会議事録

- 1 開催日 令和5年4月19日(水)
- 2 会場 本庁舎 7階 会議室7A
- 3 開会 午後3時30分
- 4 出席委員 羽田明夫 教育長
山竹葉子委員(職務代理者)
河江富男 委員
増田紀子 委員
増田徹哉 委員
- 5 会議出席者 増井太郎 教育部長
池谷功武 学校福祉部長
杉山佳丈 こども未来部長
松永年史 生きがい・交流部長
平岡雅子 保育・幼稚園課長
岩田千登勢 スマイルライフ推進課長
嶋美津子 教育総務課長
寺尾正幸 学校教育課長
中野直幸 教育センター所長
関裕介 学校給食課長
小池善栄 図書課長
荒井健 子ども支援課長
青島庸行 家庭支援課長
書記 安藤隆行 教育総務課総務担当係長
- 6 議事 別紙のとおり

羽田教育長	<p>【午後 3 時 30 分開会】</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>少し時間が早いですが、皆さんお揃いですので、始めさせていただきます。令和 5 年度各小中学校において、無事にスタートしたと思います。この時期は、子供達も張り切ってスタートをします。先生方も新しい年度を迎えて、学級編成もあるため、新しいクラスの子供達にどんな話をしようかと準備をしてスタートをします。おそらく、張り切ってスタートをして、今、一番疲れが溜まる時期かと思っています。若い先生も多いため、校長先生がそういった職員とうまく話をしてくれたらと思っていますところでは、4 月の定例教育委員会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議事録署名人は、「増田紀子委員」と「河江委員」となりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、はじめに、令和 5 年度の人事異動により職員も変わりましたので、自己紹介をお願いします。</p>
職員	<p>(挨拶)</p>
羽田教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>生きがい・交流部及び子ども未来部につきましては、本日、議事案件がありませんので、自己紹介をもって退席となります。また、翌月以降につきましては、両部につきましては、案件がある場合のみ出席するという事をお願いしたいと思います。</p> <p>生きがい・交流部及び子ども未来部のみなさん、ありがとうございました。</p> <p>(生きがい・交流部、子ども未来部職員退席)</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>まず、議案として、議第 1 号 焼津市立図書館雑誌スポンサー制度要綱の一部改正について、図書課長から説明をお願いします。</p>
小池図書課長	<p>議案資料の 1 ページをご覧ください。</p> <p>それから、本日配布した資料の中で、12 ページと印字されているものを併せてご覧ください。</p> <p>昨年 11 月、改正について御審議いただいたばかりですが、準備している焼津市広告掲載要綱が、この 3 月に改正されたため、その改正内容に合</p>

	<p>わせた改正を行おうとするものです。</p> <p>改正の内容については、新旧対照表で説明をいたします。</p> <p>10 ページをご覧ください。</p> <p>第3条第2項において、雑誌スポンサーの要件として、たばこ販売業への規制を廃止し、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を規制対象に加えることとしました。</p> <p>11 ページをご覧ください。</p> <p>第4条において、たばこを含む市民の健康を害するおそれのある広告を規制するため、「市民の健康増進の観点から適切でないもの」を掲示広告物の基準に加えることとしました。</p> <p>施行は、この告示の公示の日からとし、施行日前に申し込みをした雑誌スポンサーについては、改正前の要綱を適用する経過措置を設けています。</p> <p>以上、簡単ですが、説明を終わります。</p> <p>御審議の程よろしく申し上げます。</p>
羽田教育長	<p>ありがとうございました。説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問はありますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
委員全員	<p>それでは、お諮りします。議第1号 焼津市立図書館雑誌スポンサー制度要綱の一部改正について、承認することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p>
羽田教育長	<p>それでは承認といたします。</p> <p>次に、議第2号 焼津市教育委員会処務規程の一部改正について、教育部から説明をお願いします。</p>
増井教育部長	<p>それでは、本日配布しました「4月定例教育委員会当日配布資料議案2」の1ページをご覧ください。</p> <p>議第2号「焼津市教育委員会処務規程の一部改正について」となります。改正の動機ですが、令和5年度の教育委員会事務局の組織改編に伴い、新設する課の課長の専決事項を定めるなど所要の改正をしようとするものです。</p> <p>概要につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。</p> <p>3ページをご覧ください。</p>

	<p>左側が旧、右側が新となります。改正する部分につきましては、アンダーラインで線を引いてあります。</p> <p>第2条において、教育委員会事務局が2部になったことにより、「事務局長」を、「部長」と修正しました。</p> <p>専決というものですが、教育委員会の事務につきましては、重要なものは教育委員会で決定していただきますが、全ての事を諮ることができないため、事務の一部を教育長に委任しています。そして、委任した事務の中で、様々な事務がありますが、定例的なものや件数が多いもの等については、事務の円滑化、迅速化を図るため、部長限り、課長限りで決裁をする、そして、文書を施行するなどの方法をとっています。</p> <p>今回、新しく学校福祉部を設け、部内に2つの課が出来ました。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>中段の9項、10項に線が引いてありますが、子ども支援課長が専決できる事項、家庭支援課長が専決できる事項ということで、こちらにつきましては、教育長まで決裁をとらず、それぞれの課長が判断して事務を進めるという、市の部局でも行っていますが、事務を円滑に進めるため、このような形をとっています。</p> <p>代決につきましても、決裁権者が長期不在の時に、代わって決定をするという事になっています。</p> <p>今回、事務局長という職がなくなり、そこが部長に代わったという内容の改正になっております。説明は以上です。ご審議の程よろしく願います。</p>
羽田教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>御意見・御質問はありますか。</p>
	<p>(質疑なし)</p> <p>それでは、お諮りします。議第2号 焼津市教育委員会処務規程の一部改正について、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
羽田教育長	<p>それでは承認といたします。</p> <p>続いて、議第3号 焼津市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則の制定について、教育部長から説明をお願いします。</p>
増井教育部長	<p>それでは、引き続き説明させていただきます。6ページをご覧ください。</p> <p>議題3号 焼津市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規</p>

	<p>則の制定についてです。改正の理由としましては、令和5年度の教育委員会事務局の組織改編に伴うものです。その中で、職名を変更するなど所要の改正をしようとするものです。</p> <p>8ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。改正部分はアンダーラインをしてありますが、第3条の(1)の「ア」に事務局長という職がありますが、事務局長の職が無くなりましたので、部長に修正しております。それと、改正漏れがございまして、職名として学芸員が残っていましたが、現在はいないため、削除をするという条文の整理をすることも併せて行っております。説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問はありますか。</p>
	<p>(質疑なし)</p> <p>それでは、お諮りします。議第3号 焼津市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則の制定について、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
羽田教育長	<p>それでは、承認といたします。</p> <p>次に、報告事項の1番、最近の小中学校の状況について、「学校教育課長」並びに「子ども支援課長」2課続けて報告をお願いします。</p> <p>はじめに、学校教育課長から報告をお願いします。</p>
寺尾学校教育課長	<p>本日お配りしました報告事項1ページをご覧ください。</p> <p>会の初めに教育長からもお話がありましたけれども、校長会、教頭会でそれぞれの先生とお話しましたが、市内小学校中学校どの学校も子供達が笑顔で登校でき、良いスタートが切れたと聞いています。</p> <p>特に入学式について、ご報告させていただきます。</p> <p>今年度ですが、7日金曜日、10日、11日で全ての小中学校で始業式、入学式が行われました。</p> <p>小学校の本年度の新入生は1,015人で、昨年度に比べると32人の減です。また、中学校の新入生は1,104人で、昨年度に比べると42人の減がありました。</p> <p>資料に児童・生徒数の表がありますが、昨年度に比べ人数が減っているのがわかります。</p> <p>今回の入学式ですが、小学校の方で、大変残念でありましたが、1名が</p>

インフルエンザということで欠席しましたが、それ以外は全員出席したという報告を受けています。

中学校の方ですが、新型コロナウイルスで1名が欠席、また、不登校の生徒は、小学校の頃からということもありまして、11名の方が参加できませんでしたが、そのような生徒については、家庭訪問や連絡を取り合っ、励ましの言葉をかけるように校長先生にお願いしたところであります。

先ほども申しましたが、児童生徒数ですけれども、減少しております。

表の括弧の中が特別支援学級の児童・生徒数になりますが、こちらは、前年度に比べて増えております。それに伴って、学級数も増えていきます。

続いて「2 新規採用職員」についてです。

今年度は、小学校で6名、中学校で4名の新規採用の教職員が表に記載されている学校に配置されました。

養護教諭、事務職員の該当者はありませんでした。

これら初任者の研修指導員については、拠点校方式と言いまして、1名の方に複数の指導をしていただく方、特例校方式と言いまして、1対1で指導していただく方がおりますが、拠点校方式では、筒井教諭、鈴木教諭に、初任者のいる学校の指導をお願いしています。また、特例校方式では、八木指導員、増田指導員にそれぞれ港小、豊田小の新規採用教職員の指導をお願いしているところです。

次に、「3 各校配置の支援員等について」です。

1 ページ下段から2 ページにかけて、まず、県の会計年度任用職員の配置について記載していますが、特に、2 ページの上から5 つ目に「通常学級学び方支援サポーター」とありますが、昨年度までは、時間数が15 時間の方がいたり、20 時間の方がいたりしましたが、今年度は、全ての支援サポーターの方に20 時間付けていただくことが出来ました。

また、スクールサポートスタッフも、全校に配置することが出来ました。

次に、「(2) 市の会計年度任用職員」についてですが、訂正をお願いします。上から3 つ目、4 つ目に小1 サポーター、低学年サポーターとありますが、今年度からこれらをまとめて、低学年サポーターとして配置しております。それぞれの学校の実情に合わせて、3 年生以下の子供達の支援を行うという事で配置しています。

今年度は、昨年度に比べて資料に記載の低学年サポーター13 人分を増員して、各小学校プラス1 名配置することができたという事で、各学校からも大変ありがたいという声が上がってきております。

最後の「心の教室相談員」ですが、今年度から学校福祉部子ども支援課が設置されましたので、こちらの予算での配置となっております。

こちらにつきましては、全小中学校に配置しているわけですが、今年度

<p>羽田教育長</p>	<p>から不登校研究指定校となりました焼津東小、焼津中、東益津小、東益津中の相談員の勤務時間が、これまでより2時間プラスしていただきました。</p> <p>学校教育課からは以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ここまでで、御意見・御質問はありますか。</p>
<p>増田紀子委員</p>	<p>小1サポーターや低学年サポーターが、充実してきたというのは非常にありがたい事であると本当に思います。1年生の各クラスに1人いるのが日々大事なことであると思います。1年生はいろんなことがあります。プール指導であったり、校庭に出て外での指導であったり、思いもかけない行動をすることもあるため、1人で各教室に行くのではなく、各教室にも1人着くというのは非常に大事なことであると思っています。</p> <p>勤務内容についても柔軟になってきているのではないかと思います、学校から出ていく校外活動も低学年は多いと思いますが、そういったところにも付いて行っていただけるような形で続けていっていただけるとありがたいと思います。</p>
<p>寺尾学校教育課長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>今お話いただきましたように、校外活動についても支援員の方が付いて行くことができるようになっていきますので、学校の先生方が安心して教育活動ができるよう取り組んでまいります。</p> <p>先日、今年度から1年生の学年主任になった先生とお会いした時に、声が出なくなっていました。やはり1年生に対応する際、大変な部分がある中で、きっと気を張られて日々を過ごしている中で、そのような状況になっているのかなあと考えていますが、お話を伺うと、やはり、支援員がいることで大変ありがたいということをおっしゃっていました。また、このような支援員配置により、学校教育の活動が充実するように努めてまいります。</p>
<p>羽田教育長</p>	<p>その他よろしいでしょうか。</p>
<p>河江委員</p>	<p>心の教室相談員というのは、全ての学校に配置しているということで不登校研究指定校を指定したということですが、相談員が増えたことで充実すると思うが、全ての学校に1人ずつ配置することで今までと一番違うのはどのような事か。</p>

寺尾学校教育課長	<p>今までも、各学校に1人ずつ配置されておりました。今年度から変わったところとしましては、指定校につきましては、1日当たりの勤務時間を今までより2時間増やしていただいたことでもあります。これまでは、例えば、午前中の早い時間から来ていただくと、お昼になると勤務時間が終了となっていました。指定校につきましては、午後の時間まで、特に、昼休みに相談したい子供達もいますので、その時間まで勤務していただけるということで大変ありがたく思っております。</p>
羽田教育長	<p>資料に記載の4校については、1日4時間から6時間に増えたということです。</p> <p>その他よろしいでしょうか。 (質疑なし)</p> <p>続けて、子ども支援課の方から報告をお願いします。</p>
荒井子ども支援課長	<p>それでは、子ども支援課の方から「最近の小中学校の状況について」ご報告します。資料について、先程の続きの3ページをご覧ください。</p> <p>令和4年度の生徒指導関係ですが、問題行動は小学校で198件、中学校で342件でした。小中学校ともに増加傾向にありますが、これは些細な問題行動も積極的に認知していることも影響していると考えられます。内訳としましては、小学校では、「児童間暴力」が多く、特定の児童が繰り返し行っている傾向が見られます。発達に課題を抱える児童や人間関係を築くことに、苦手意識をもっている児童が自分の思いをどのタイミングで、どのように表現したらいいのか判断することができず、乱暴な行動に出てしまい、友達とトラブルになる傾向が見られます。</p> <p>中学校では、「生徒間暴力」、「授業放棄」、「ネットトラブル」が多い傾向が見られます。</p> <p>次に、交通事故ですが、小学校では17件で2件の減少、中学校では16件で7件の増加となっています。4月からは、自転車に乗る際にヘルメットをかぶることが努力義務化されたことも合わせまして指導を徹底し、減少を図っていきたいと考えています。</p> <p>不審者については、15件で令和3年度よりも1件減となっています。昨年度も、学校と警察との連携が図られ、警察による登下校時の巡回が頻繁に行われました。今年度も引き続き、警察や見守り隊などと情報共有を進め、連携を深めていきたいと思います。</p> <p>次に、「2 不登校児童生徒」対策についてです。令和4年度は、不登校による30日以上欠席の児童生徒数が、小学校では162人で37人の増、中</p>

学校でも 222 人で 29 人の増となっています。これは、長期にわたる新型コロナウイルス感染症に伴う不安やストレスが複合的に絡み合っ、漠然とした不安感が大きくなっていることが考えられます。また、対人関係の距離感が分からずにトラブルになるなど、児童生徒の人間関係における解決力の低下も挙げられます。安易に大人が仲介に入るばかりでなく、子ども自身に解決する力をつけさせる必要があると考えています。

また、SNS 上のトラブルもあり、児童生徒に情報モラルの啓発を継続していく必要も感じています。今年度、学校福祉部ができ、子ども支援課、家庭支援課ができましたので、各小中学校や保護者からの相談を早めを受けて、本課にいる専門知識を持った者や、関係諸機関、他課と連携して、不登校児童生徒に対する支援を行っていきたいと考えています。

次に、4 ページをご覧ください。「いじめ認知件数」についてです。令和 4 年度は、小学校で 225 件、中学校で 183 件となっており、小学校では増加、中学校では減少しています。これは、いじめの認知について研修会等で繰り返し伝えたり、いじめが疑われる事例について情報共有したりすることで、法に基づいていじめを認知する力が一層高まっていると考えられます。

しかし、些細な行為が重大な事態に至ってしまうことがありますので、今年度も、児童生徒に目を配り、スクールソーシャルワーカーなどを積極的に活用し、初期の段階のいじめも含めて積極的に認知し、組織的に対応するように周知していきたいと思います。

今年度は、コロナ対策も変わりつつあり、子どもたちを取り巻く環境が変化していくことが考えられます。トラブルへの早期対応に加え、被害者が心身の苦痛を感じているものは積極的ないじめ認知を行い、組織として対応するとともに、未然防止に努めていきたいと思います。

また、「焼津市いじめ防止等のための基本的な方針」、「焼津市いじめ防止等のガイドライン」の活用を図るとともに、各学校が策定した「いじめ防止基本方針」に則って確実な対応を進めていきたいと思います。

次に、5 ページをご覧ください。「家庭・子ども支援」についてです。令和 4 年度に 62 件要望があり、対応いたしました。具体的には、子供達に寄り添って一緒に登校したりですとか、定期的に保護者と面談したりしました。昨年度は、年度途中から女性相談員が加わったことで、保護者支援をより手厚く行うことができました。本年度も女性相談員を配置していただいていますので、より手厚く支援をしていきたいと思います。内訳としては、不登校家庭への支援が 59 件で最も多かったです。経済的問題を抱える家庭への支援も 22 件ありました。こういったところは家庭支援課とも連携し、場合によっては、他の課や関係機関とも連携して対応していきたいと思っています。以上です。

羽田教育長	<p>ありがとうございました。 それでは、御意見・御質問はありますか。</p>
増田紀子委員	<p>4ページに不登校の児童生徒が、適応指導教室はもちろん、フリースクール等の民間施設・団体に通う児童生徒も増えているということですが、実際には、行き場がない子供達もいると思いますので、どこであれ、子供達が学ぶ場があるのが望ましいのではないかと思います。学校に行けるか行けないかということもありますが、子供達が過ごす場所、学ぶ場所があるということが大事なことです。どの程度の児童生徒が利用しているか分かれば教えていただきたいと思います。</p>
荒井子ども支援課長	<p>ありがとうございます。今すぐにフリースクール等に通う人数はわかりませんが、課内で学校を回った時にも、学校に行くことだけがゴールではないということですので、とにかく家にこもっていたり、人と関わらないということがないように、何かしら大人と関わって社会生活を行っていきけるようになっていけるという所をゴールに支援をしていきたいと思ます。</p>
羽田教育長	<p>ありがとうございます。その他何かありますか。</p>
山竹委員	<p>3ページの問題行動という所ですが、この問題行動ということが非常に難しいと思うことがあります。周りにとっては問題行動であるが、本人にとっては、それは問題ととらえられてしまうという事があるのではないかと思います。些細なちょっとしたことでも拾い上げていくことはとても大切な事であると思いますが、問題行動という括りの中に入れる時に、そこは意識していかなければならないと思う部分があります。これは、大人の世界でもそうですが、パワハラとかセクハラは、言われた側がどう思うかということを考えてみると非常に難しいと思うことと同じではないかと常々思っているということが私の意見です。</p>
荒井子ども支援課長	<p>ありがとうございます。数としては問題行動ですが、困らせる子は困っている子、困らせる保護者は困っている保護者というとらえで支援をしていきたいと思っています。</p>
羽田教育長	<p>その他何かありますか。 (質疑なし)</p>

<p>荒井子ども支援課長</p>	<p>それでは、続けて、報告事項の2「いじめ問題への対応」について、続けて子ども支援課長から報告をお願いします。</p> <p>「いじめ問題への対応について」報告いたします。資料の6ページをご覧ください。</p> <p>まず、小学校の状況についてです。</p> <p>3月の新たな「いじめ」の認知件数は13件でした。</p> <p>左上、学年・性別につきましては、1年生の女子が1件、3年生の男子が3件、女子が2件、4年生の男子が4件、女子が1件、5年生の女子が2件でした。</p> <p>発見のきっかけは、本人の訴えが6件で最も多く、次いで本人以外の児童生徒が4件、本人の保護者が2件、学級担任以外の職員が1件でした。</p> <p>いじめの状況は、ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりするが9件で最も多くなっており、冷やかしかからかい、いやなことを言われるなどもありましたが、担任により状況を的確に確認したうえで、加害児童に適切に指導をしているところです。</p> <p>現在の状況ですが、解消に向けて取組中が13件と報告を受けております。認知してから3か月以内に解消できるよう、学校と連絡を取り合いながら対応していきたいと思っております。</p> <p>7ページをご覧ください。</p> <p>中学校の状況についてです。</p> <p>中学校では、3月の新たな「いじめ」の認知件数は6件でした。</p> <p>学年・性別につきましては、2年生の男子2件、女子が1件、3年生の男子が3件でした。</p> <p>発見のきっかけは、本人からの訴えが4件、本人以外の児童生徒、学校以外の関係機関がそれぞれ1件でした。</p> <p>いじめの状況ですが、「嫌なことを言われる」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」がともに2件で、「金品を隠される」、「嫌なことをさせられる」もそれぞれ1件ありました。</p> <p>現在の状況ですが、解消に向けて取組中が6件と報告を受けております。こちらも小学校と同様、3か月以内の解消を目指して、学校と連携して対応していきたいと思っております。</p> <p>最後に、口頭での報告となりますが、これまで発生した4件のいじめ重大事態の被害児童生徒の現在の様子について、ご報告をいたします。</p> <p>まず初めに、改めて、いじめ重大事態の定義についてご説明いたします。</p> <p>いじめ重大事態として指定する要件としては2つあり、1つは、「いじめにより、児童生徒が相当の期間（年間30日程度）、学校を欠席することを余儀なくされた」場合、2つ目は「いじめにより生命、心身又は財産に</p>
------------------	---

	<p>重大な被害が生じた」場合とされ、教育委員会を含めた組織的な対応で、事実解明を行い、子どもの被害の解消と再発防止に取り組むために指定するものであります。</p> <p>それでは、1件目です。現在中学3年生の生徒ですが、週1回、放課後に担任と面談するとともに、本課でも生徒の学習支援や保護者面談を市役所で継続的に行っております。</p> <p>2件目は、現在中学3年生の生徒ですが、修学旅行に参加したいという意思があるので、子ども支援課と学校と保護者と連携し、話し合いを進めているところです。</p> <p>3件目、昨年度三方原学園へ転出した児童ですが、無事卒業することができました。卒業式には、転出前の市内中学校から職員が参加し、一緒に門出を祝いました。</p> <p>4件目、現在中学2年生の生徒ですが、新年度に入り、毎日登校することができています。</p> <p>以上です。</p>
羽田教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、御意見・御質問はありますか。</p>
河江委員	<p>いじめ重大事態ということですが、時々報告が遅れたり、報告漏れといった事を聞きますが、本当にそういったことはありますか。</p>
荒井子ども支援課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>報告漏れがないように連絡を取り合っているところではありますが、特に先ほど説明しました1つ目の30日位いじめによって欠席した場合は、日数のカウントが遅れてしまい、少し過ぎた後といった場合もありますが、基本的には連絡を取り合って、確実に報告をさせていただいているところです。</p>
羽田教育長	<p>判断が難しいものもあります。学校がそうした報告を市へあげているが、重大事態としては動いていない、昨年、焼津市でも1件ありましたが、それは、家庭・子ども支援課が気づいて学校へ連絡し、この子の場合は、重大事態としてお互い確認しましょうということになって動き始めた事がありました。ですので、両方で確認しないと難しい場合もあります。</p> <p>その他何かありますか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、報告事項3番「令和5年度 教育センターみらい事業計画」</p>

<p>中野教育センター 一 所長</p>	<p>について、中野所長から報告をお願いします。</p> <p>本年度の教育センター事業内容について説明します。資料 8 ページをご覧ください。</p> <p>事業は大きく 4 つあります。</p> <p>まず 1 つ目、教育大綱の理念浸透や授業改善の推進です。</p> <p>学校訪問や校長会議、各種研修会で周知していきます。</p> <p>また、昨日実施されました全国学力・学習状況調査の結果を分析し、学力向上に向けた授業改善、生活習慣の改善等の内容を提言し、学校、保護者にお知らせしていきます。</p> <p>事業の 2 つ目、子どもの豊かな学びの創造のための学習支援事業について説明します。</p> <p>ステップアップ教室、これは、放課後学習支援ですが、全小中学校で実施します。</p> <p>今年度前期の募集を今週月曜日から始めましたが、初日で定員を満した学校もあります。</p> <p>夏休み学習支援の「サマーステップアップ教室」も、全小中学校の小 6 と中 1 を対象に公民館等で実施します。</p> <p>外国語指導支援では、ALT 12 名を配置し、小学校 3、4 年生の外国語活動、5、6 年生、中学校の外国語科の授業、さらに特別支援学級で、担当教員とティームティーチングを実施し、児童・生徒の学力向上を図っていきます。</p> <p>次に、事業の 3 つ目、外国につながる児童生徒支援について説明します。</p> <p>昨年度は、市内の小中学校への就学希望者が増加しました。学校では、教育センターから支援員を派遣して、実態に応じた指導を行い、スムーズな就学や、子供達の安定した学校生活につなげました。</p> <p>さらに、昨年度は、コロナの影響で母国での学習状況が十分でなく、母語の定着が不十分であったり、学校での集団生活の経験がなかったりする子供が多くいました。そこで教育センターで事前指導を行い、学校への就学に繋げました。</p> <p>また、12 月から 3 月にかけて、未就園の外国につながる子どもとその保護者を対象に、日本の学校の事前体験教室ともいえるべき、「プレスクール」を実施していきます。</p> <p>最後に事業の 4 つ目、子どもにとって魅力ある教師を育成するための教師力向上事業です。</p> <p>教師力育成事業として、経験年数の少ない若手講師や、2 年目、3 年目の教員を対象に、教育センターの職員が、授業参観し、指導していきます。</p> <p>みらいの先生、将来の教員育成では、若手講師や支援員、県内の大学生</p>
--------------------------	--

が参加しています。現在のところ、19名が登録しています。

7月の採用試験合格を目指して、金曜日の夜間や土曜日に、勉強会を開いています。先週金曜日には、人生講話として、サスエ前田魚店の前田尚毅さんをお招きしてお話を聞きました。

続いて、焼津市の授業改善の視点について、御説明申し上げます。教育委員の皆様には、学校訪問の際、授業参観をしていただきますので、市内の小中学校で目指している授業について、簡単に説明させていただきます。

12ページの「令和4年度市教委訪問をふりかえって」等をふまえ、13、14ページの、令和5年度授業改善の視点と構想図を作成しました。

14ページをご覧ください。

目指す授業は、『「問題解決的な学習」の過程において、子供の疑問や間違いを生かしながら、子供同士が学び合い、これからの社会で生きていくために必要な資質・能力を育むことができる授業』です。これについては、昨年度から変更ありません。

太字で書かれた1、2、3の3つの視点、星印の効果的なICTの活用、また、校内研修について、それぞれの留意点を記載してあります。13ページの構想図をごらんください。

授業づくりに関して、授業者は、まず、「子ども理解」と「教材研究」をベースに、単元を見通した授業を構想していきます。

子供の学びの姿、思考過程を具体的にイメージし、子供が解決したくなるような課題や問いの成立が見込めるか吟味し、子供にとって必然性のある学習活動を設定していきます。

子供達は、課題について、「個での学び」や「対話的な学び」、「協働的な学び」をとおして、自分の考えを深め、そして再構成していきます。

この一連の流れを、往還的に繰り返すことで、深い学びにつなげていく過程を構想図はイメージしています。

「主体的・対話的で深い学び」の実現には、主体的に「学び」に向かうことが必要であり、一人一人にあった課題に取り組んだり、違う方法で目標に向かったりする「個別最適な学び」を大切にするとともに、それが、孤立した学びにならないよう、他者と協働して深く学ぶ「協働的な学び」を併せて行い、一体的に充実させていくことが必要であると考えています。

各学校においては、これらを参考に、自校の子どもに身につけさせたい資質・能力を明確にした上で、取組み内容を焦点化し、研修を進めるようにしています。

教育委員の皆様には、学校訪問の授業参観をとおして、お気づきのことがあると思いますので、その際には、ぜひお聞かせください。

	<p>以上です。よろしく申し上げます。</p>
<p>羽田教育長</p>	<p>ありがとうございました。 何か御意見・御質問はありますか。</p>
<p>羽田教育長</p>	<p>外国につながる児童生徒については、昨年度、徐々に増えていったと思います。今年の4月のスタートにどの位増えているか、教えていただければと思います。</p>
<p>中野教育センター 一所长</p>	<p>昨年に比べて、約1割増えています。</p>
<p>羽田教育長</p>	<p>それは、4月スタートの方がという事ですか。</p>
<p>中野教育センター 一所长</p>	<p>昨年度の2月1日と比べてという事になります。</p>
<p>羽田教育長</p>	<p>その他、何かありますか。 (質疑なし)</p>
	<p>それでは、次に、報告事項の4番、水泳授業のあり方検討について、教育部長から報告をお願いします。</p>
<p>増井教育部長</p>	<p>それでは、説明させていただきます。資料の15、16、17ページになります。</p> <p>水泳授業のあり方について、市では、教育委員会が中心となって検討を進めています。</p> <p>まず、前提としまして、水泳授業が必要であるかという観点から入っております。「1 水泳授業のあり方検討の目的」ということで、水泳授業については、児童生徒が水の危険から身を守るために必要であるということです。それと、健康維持や身体能力の向上が期待できるということです。</p> <p>そして、焼津市は海に接しており、「海の街」であることから、焼津に生まれ育った子どもとして水に親しみ泳ぐことができる子、ひいては、郷土の自然を愛する人に成長して欲しいという願いがあることから、焼津市の教育にとって必要なものであるというところが出発点となっております。水泳授業の必要性を鑑み、水泳授業が将来にわたり継続して安定かつ安全に実施され、さらに、児童生徒にとって効果的なものとなるよう、今、水泳授業のあり方について、検討を進めているところであります。</p>

そして、2番目に現状の課題を挙げており、現状の課題として(1)から(6)に記載しております。

1番ですが、水泳授業は、水温、天気、気温の関係もありまして、6月中旬から7月中旬に実施しております。この限られた期間で、効果的な水泳授業を行わなければならないですが、特に小学校においては、担任制という事もありまして、水泳指導を専門とする教員は少なく、児童生徒の水泳技術習得が困難であるという把握をしております。

また、水泳授業は、基本的には1人から2人の教員、学級担任や教科担任が、大勢の児童生徒の指導を行っており、個々の児童生徒の泳力や水泳技術に合わせた授業を行うことが難しいという現状があります。

3番では、このような状況で授業を行っていることから、先生方が、大勢の生徒を指導するため、安全管理の面で心配があるということで課題として捉えております。

4番ですが、水泳授業実施の時期は、梅雨や雷などの自然に左右される時期でありますので、多少の雨であれば実施しますが、雷の場合は、中断・中止するため、計画的な実施が難しいという事を聞いております。

5番ですが、学校プールの利用期間や利用時間に比べてという事ですが、春から夏休み前の短い期間しか利用していない、それと、時間も学校によっては児童・生徒数が減ってきているなかで、限られた時間のなかで実施しているという現状があります。それに対して、修繕や、設備の保守点検などプール施設の維持管理のための経費や、プールの清掃、薬剤投入、ろ過装置の操作などのプールの水質管理に係る学校や先生方の負担が大きいということ課題として捉えております。

また、大きな課題としては、プール施設や設備ですが、焼津市の学校につきましては、小学校13校、中学校9校ありますが、全ての学校に1つのプールが設置されています。中学校については、50メートルプールとなっておりますが、年数が経っていくなかで、経年劣化が進んでいるという現状があります。

そして、「3 本市の水泳授業のあり方について」どのように検討を進めていくかということで基本方針です。

1番として、児童生徒の体力向上及び水泳技術の習得に効果的な授業を実施できないか検討していきたいと考えております。

2番として、児童生徒が継続して、これは、経費として考えた時に、他市の例を見ますと、水泳授業を止めてしまうところも見られます。そのため、水泳授業が今後も継続してできるように、そして、安心して安全な授業を受ける環境を整備していきたいと考えております。

そして、今後の水泳授業のあり方検討の進め方ですが、ここで方針を決めていくという事になりますが、そのためには、他市の実践を調べたり、

実際に授業をやってみて、どのような形でやっていくのが良いかということを試行していきたいと考えました。

そして、令和5年度、6年度の2年間で、本市における水泳授業のあり方について検討していくという事になります。

その際に、検討と並行して、1つ目に、学校プールの共同利用ができないか、2つ目として、今、既存施設としてある市営プール「水夢館」、こちらは屋内施設で温水プールとなっております。こちらと「青峯プール」を利用して、授業ができないか、それと、3つ目として、民間プール、焼津市には、民間のスイミングスクールとして、「チャンピオンスイミングスクール」1つのみ、黒石小学校のバイパスを挟んで向こう側にありますが、こちらの協力をいただいて授業ができないかという事で試行をしたいと考えております。そして、その成果、課題から今後のあり方の検討につなげるという事で進めていきたいと考えております。

具体的な試行方法につきましては、17ページに記載してあります。

また、16ページには、昨年度、他市の事例として視察に行きました愛知県常滑市と福井県の越前市を見させていただきましたが、それ以外にも、県内の袋井市が進めており、他県でも水泳授業のあり方、視点がプール施設のあり方という視点から入っていく自治体もありますし、水泳事業をどのように行っていくかという入り方もありますが、そういったなかで、メリットとして挙げられている事項を掲載させていただきました。

学校の教育ということですので、経費の面から全てを行うことはできませんが、他の自治体の動向です。

但し、デメリットは当然あり、長時間、他の場所を利用するという事は、その際の移動時間がかかります。そうすると、視察した市においても、移動時間が授業の前後で取られるため、授業を2時間連続で行い、その中で授業を行うということになります。従って、なるべく近くの施設を使い、移動時間を少なくする中で、泳げる時間を増やしていきたいと考えております。

実際の試行について、17ページに記載しておりますが、令和5年度につきましては、初めて実施するため試行錯誤の中で進めてまいりますが、学校との調整、利用させていただく他施設との調整、民間のプールとの調整を行う中で、施設の老朽化がみられる小中学校8校を対象として試行をしていきたいと考えております。

そして、この検討にあたっては、児童・生徒数を見たり、プールの水深、中学校のプールは約1メートル30センチと深く、小学生は使えないため、小学生は中学校のプールを使えない、また、水夢館も水深が深く利用できないという事がわかりましたので、小学生は中学校プール、水夢館のプールではなく、それ以外の施設を利用します。あとは、移動のしやすさを勘

案し、次のとおり、実施することとし調整を図ってまいりました。

まず、学校プールの共同利用という事で、東益津中学校、和田中学校につきましては、隣接する小学校のプールを利用して授業を実施してみようと考えております。移動は、徒歩になります。水深は中学校のプールに比べて浅くなってしまいますが、現在、飛び込みはやっていないという事ですので、小学校のプールで授業を行っていきたいと考えています。

また、豊田中学校、小川中学校については、近隣の小学校もありますが、豊田小学校と小川小学校も児童数が多く、水泳授業の実施が難しいことがあります。他の中学校のプールを利用していこうと考えました。移動については、市の方でバスを用意して、バスで生徒に移動していただくことを考えています。豊田中学校は大村中学校、小川中学校は港中学校のプールを使用していただくことを考えています。

また、市営プールの利用ということで、今回考えましたのが、水夢館の使用です。こちらの施設へは、バスによる移動で大富中学校に使用してもらう事を考えています。水夢館につきましては、温水プールのため、長い期間使用させていただくことが可能であれば、他校の使用も考えられますが、今年度につきましては、まずは大富中学校に使用していただき、検証していくという事になります。

また、市営プールという事で、6月の下旬から青峯プールが市民に開放されますが、7月の中旬まで、午前中から午後2時まで解放されないため、それまでの時間を使わせていただき、水泳授業を実施していきたいと考えています。対象校は、焼津南小学校と港小学校です。こちらは、バス移動ですが、青峯プールですと、近くに大きな駐車場もあるため、移動につきましてもスムーズに行くのではないかと考えています。

次に、民間プールの利用という事で、先程も説明させていただきましたが、現在、市内にはチャンピオンスイミングスクールのみで、施設を見させていただきましたが、温水プールですが、5レーンしかなく、この施設の事業者も使用しているため、そのなかで使わせていただくということになっています。本来、この施設は10時から開始となっていますが、事業者と交渉し、9時から使用させていただく許可をいただきました。そのため、対象校である黒石小学校は、徒歩で移動して、チャンピオンスイミングスクールで試行という形をとらせていただきます。

これから、試行という形でやらせていただく中で、授業の時間数が少なくなるということも起こってくるかと思いますが、令和5年度に実施していくなかで、課題を見させていただき、令和6年度に繋げていく、また、将来的に水泳授業をどうしていったらよいかという事に繋げていきたいと考えています。説明は以上です。

羽田教育長	<p>ありがとうございました。 水泳授業のあり方について説明していただきました。 何か御意見・御質問はありますか。</p>
河江委員	<p>実態として、生徒の皆さんで、泳げない子もいますか。</p>
寺尾学校教育課長	<p>個人差は、大きいです。中には、低学年ですと、顔を付けるのも大変という子がいるのも事実ですが、そういった中でも水遊び等をしながら水に慣らしていくという事で進めています。高学年になって全く泳げないという子はいないと思いますが、それでも、25メートルを全員泳げるかというところ、そういった子ばかりではないです。</p>
増田徹哉委員	<p>自分が生徒の時は、体育のプールの授業が寒かったり、たくさん泳がなくてはならなかったりで、あまり好きではなかったですが、この資料を確認し、隣の小学校に行ったり、違う場所に行くことで、課外授業の気分で子供達も水泳を楽しみにしてくれるのではないかと思いました。 また、近隣の高校でプールの授業があるかはわかりませんが、子供達が水泳授業が無くなってしまって、泳ぐことが身につけていない状態で高校に進学した場合、困るのではないかと思いました。</p>
羽田教育長	<p>高校でも、水泳授業はあると思います。</p>
増井教育部長	<p>焼津中央高校では、プールを改築されたという話も聞いていますので、高校では水泳授業のあるところが多いのではないかと思います。そういった中で、今回、チャンピオンスイミングスクールでは、インストラクターがいるものですから、先生に加えて、そういった人に指導助手という事で水泳授業に就いてもらうようなことも考えています。 但し、人数も少ないため、全ての学校に就いてもらう事はできませんが、例えば、クラス別ではなく、能力別に分かれて授業ができれば良いのではないかと思います。チャンピオンスイミングスクールにはお願いしています。</p>
羽田教育長	<p>指導者に関しては、教育総務課の方で、水泳協会や、以前、水泳の授業で教えていた教員OBにも指導助手のような形でできないかと声掛けをしてくれていますが、生徒数が多いため、それだけの人数を集めるのは難しいです。但し、声掛けは続けてもらい、ある程度の人数が集まってくれば、特に、体育教師がいない小学校の方で指導していただくと、先生方は大変助かると思います。</p>

増田紀子委員	<p>施設の老朽化もあると思いますが、プールサイドで歩いても怪我をする事もあります。安全な施設で、指導が充実するというの望ましい事であると思いますが、移動時間は、大人が考える以上にかかりますので、45分から50分を授業時間として確保するためには、その倍かかる、それだけの時間を考慮した教育課程を組んでいかないと、別の場所に行って少しだけ泳いで帰るという事では本末転倒であると思います。</p> <p>従って、良い提案であるとは思いますが、学校側の要望や実態を聞きながら丁寧に対応していただければと思います。水泳の授業時間数をかなり増やしていかないと苦しくなってしまうところがあると思います。</p>
増井教育部長	<p>市としても、こうして授業を行っていきたいという事を先生方に協力していただいておりますが、やはり現場としてはこうして欲しいという声は聞きます。</p> <p>従いまして、令和5年度につきましては、試行と併せて、先生方にも入っていただき、今後の授業をどうしていけばよいかということと一緒に考えていただきながら進めていきたいと考えています。</p> <p>なお、スケジュールですが、本案件については、今週金曜日に、市議会へ説明させていただき、併せて、対象となる学校の保護者様には通知を送らせていただくことを考えています。</p> <p>教育委員様にも、今後、この進め方についてお話があるかもしれませんが、何かありましたら教育総務課の方で受けますので、よろしくお願いいたします。</p>
羽田教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、以上で本日の議事が全て終了しました。</p> <p>全体としまして、委員の皆様で何かありますか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>報告事項の資料を毎回、紙で配布していますが、当日配布する旨を委員へお伝えする事など、資料の配布については、今後、無駄ができるだけ少なくなるようやらせていただきます。</p> <p>それでは、事務局から連絡があります。</p>
事務局（安藤教育総務課総務担	<p>(事務局より連絡事項報告)</p>

当係長) 羽田教育長	次回の開催予定は、5月22日月曜日、午後3時30分から、本庁舎7階会議室7Aで行います。 以上を持ちまして、4月定例教育委員会を閉会させていただきます。 【午後4時44分閉会】
-------------------	---